



《令和3年度》泉佐野市定期予防接種一覧表（20歳未満用）



<p>＜予防接種の目的は？＞ お母さんからもった病気に対する抵抗力（免疫）は数か月で失われてしまいます。そのため予防接種を受けて赤ちゃん自身で免疫をつくり、病気を予防する必要があります。感染症の中には、かかると重症化したり後遺症が残ったり、ときには命にかかわる病気もあります。お父さんやお母さんを感染症から守るために、「予防接種と子どもの健康」（別冊）等をよく読んで、予防接種を受けましょう。</p>	<p>＜「定期予防接種」とは＞ ・法律に基づいて市町村が実施する予防接種です。 ・自己負担無料 ※原則、接種対象年齢以外や決められた間隔以外での予防接種は任意接種（有料）となります。 ・泉佐野市役所健診センターで接種する「集団接種」と、指定医療機関で接種する「個別接種」があります。 ・個別接種は、指定医療機関に直接ご予約ください。 ・接種時の持ち物：①予防票 ②母子健康手帳 ③健康保険証等</p>	<p>＜「任意予防接種」とは＞ ・定期接種以外の予防接種や定期接種を対象年齢外で受ける場合、接種間隔不足の場合は、任意接種となります。 ・任意接種は医療機関での個別接種で、原則有料となります。また、予防接種法に基づく健康被害救済制度は適応されません。 ・接種に関しては、かかりつけ医等と相談しましょう。</p>
---	---	--

集団接種	場所	予防接種名	種類	対象年齢(月齢)	BCG実施日・受付時間	備考
個別接種	場所	予防接種名	種類	対象年齢(月齢)	受ける回数、間隔等（間隔は接種した日を0日目として計算します。）	備考
集団接種	泉佐野市役所健診センター	BCG接種	注射生	生後5か月の前日から1歳の誕生日の前日まで	令和3年 4/15(木)・5/20(木)・6/17(木)・7/8(木)・8/19(木)・9/16(木)・10/21(木)・11/18(木)・12/16(木) 令和4年 1/20(木)・2/17(木)・3/17(木) 受付時間：午前9時30分～11時 場所：健診センター（台風等「警報」発令や感染症流行時は延期することがあります。）	BCGにおいては、副腎皮質ホルモン(ステロイド剤)を飲んだり、24時間以内に接種部位(上腕)に塗っている場合は接種することができません。 ※生後5か月頃、ご案内を郵送します。
個別接種		ロタウイルス	経口生	ロタリクス 出生6週0日後から24週0日後まで ロタテック 出生6週0日後から32週0日後まで	2回接種 3回接種 ◎どちらかのワクチンを各27日以上の間隔をあけて接種。 ◎初回接種は、14週0日後までにすることが望ましい。	※令和2年10月1日(令和2年8月1日以降に生まれた児)より定期接種となりました。
個別接種	指定医療機関	インフルエンザ菌b型(Hib)	不活化	生後2か月の前日から5歳の誕生日の前日まで	接種開始時期により接種回数が異なります。 ●2～6か月で開始→初回3回+追加1回=計4回 ●7～11か月で開始→初回2回+追加1回=計3回 ●1歳～4歳で開始→1回のみ接種	◎初回：27日(医師が認める場合は20日)以上、標準的には56日までの間隔において接種 ※初回接種は1歳を超えたら行わない。追加接種は可能だが、初回の最後の接種より27日(医師が認める場合は20日)以上の間隔において1回接種
個別接種	医療機関(裏面の表参照)	小児用肺炎球菌	不活化	生後2か月の前日から5歳の誕生日の前日まで	接種開始時期により接種回数が異なります。 ★2～6か月で開始→初回3回+追加1回=計4回 ●7～11か月で開始→初回2回+追加1回=計3回 ▲1歳代で開始→2回接種 ●2歳～4歳で開始→1回のみ接種	◎追加：初回接種終了後、7月以上、標準的には13月までの間隔において1回接種 ★は、【初回】標準的には1歳までに27日以上の間隔において3回接種(2歳を超えたら行わない。2回目1歳を超えたら3回目は行わない。追加接種は実施可能) 【追加】初回の3回目から60日以上あけて、必ず1歳以降に接種 標準的には1歳～1歳3か月に至るまでの間に接種 ◆は、【初回】標準的には1歳までに27日以上の間隔において2回接種(2歳を超えたら行わない。追加接種は実施可能) 【追加】初回接種終了後60日以上あけて必ず1歳以降に接種 ▲は、1回目から60日以上あけて接種
個別接種	医療機関(裏面の表参照)	B型肝炎	不活化	1歳の誕生日の前日まで	3回接種 ◎1回目 標準的には2ヶ月で接種 ◎2回目 1回目接種後、27日以上の間隔において接種 ◎3回目 1回目接種後、139日以上の間隔において接種 ※「139日以上の間隔において」とは、1回目の接種から20週後の同じ曜日、2回目と3回目は、最低6日以上の間隔をあけてください。	※平成28年10月1日より定期接種となりました。 ※母子感染予防として、健康保険によりB型肝炎ワクチンの投与(抗HBs人免疫グロブリンを併用)の全部又は一部を受けた人は、対象となりません。
個別接種	医療機関(裏面の表参照)	ジフテリア百日せき破傷風不活化ポリオ(DPT-IPV)	4種混合	生後3か月の前日から7歳6か月の前日まで	1期初回接種(3回)と追加接種(1回)の計4回接種 ◎1期 初回接種 20日以上、標準的には56日までの間隔において3回接種 (例)1回目を火曜日に接種した場合、2回目の接種は3週間目の火曜日から8週間目の水曜日まで接種できるということです。 (不活化ポリオの初回接種は20日以上の間隔において3回接種) ◎1期 追加接種 1期初回接種(3回)終了後、6月以上、標準的には12～18月までの間隔において1回接種	※平成24年11月1日から、DPT-IPV(4種混合)予防接種を開始しました。DPT-IPV(4種混合)は、DPT(3種混合)とIPV(不活化ポリオ)を合わせたワクチンです。既にDPT(3種混合)を4回接種している、IPV(不活化ポリオ)単独ワクチンの接種を希望される場合は、健康推進課にお問い合わせください。
個別接種	医療機関(裏面の表参照)	水痘(水ぼうそう)	注射生	1歳の誕生日の前日から3歳の誕生日の前日まで	2回接種 ◎1回目 標準的には1歳～1歳3か月で接種 ◎2回目 1回目終了後3月以上、標準的には6～12月までの間隔において接種	※平成26年10月1日より定期接種となりました。 ※すでに水痘にかかったことのある人は対象になりません。
個別接種	医療機関(裏面の表参照)	麻しん・風しん(MR)1期	注射生	1歳の誕生日の前日から2歳の誕生日の前日まで	1回接種	※麻しん(はしか)または風しんの病気にかかったことのあるお子さんも、より免疫を高めるためにこの予防接種を受けることができます。 ※かかったことが確実に単独のワクチンの接種を希望される場合は、予防票を交換しますので、母子健康手帳、MRの予防票を持って泉佐野市健康推進課までおこしください。
個別接種	医療機関(裏面の表参照)	麻しん・風しん(MR)2期	注射生	小学校就学前1年間(保育所・幼稚園年長児)	1回接種 <令和3年度の対象者> 平成27年4月2日生まれ～平成28年4月1日生まれ <接種期間> 令和3年4月1日～令和4年3月31日までに接種	
個別接種	医療機関(裏面の表参照)	日本脳炎1期	不活化	3歳の誕生日の前日から7歳6か月の前日まで	1期初回接種(2回)と追加接種(1回)の計3回接種 ◎初回接種 6日以上、標準的には28日までの間隔において2回接種 (例)1回目を火曜日に接種した場合、2回目の接種は1週間目の火曜日から4週間目の水曜日まで接種できるということです。 ◎追加接種 初回接種終了後、6月以上、標準的には1年(11～13月)後に1回接種	【注意】 下記の人は、平成17～21年度にかけて積極的勧奨を差し控えていた為、特例対応にて不足分の接種を定期接種として受けることができます。 ①平成19年4月1日より以前に生まれた人で1期及び2期接種が完了していない人は、20歳未満までの間 ②平成19年4月2日生～平成21年10月1日生の人で、1期の接種が対象年齢内に完了していない人は、9歳以上13歳未満の間
個別接種	医療機関(裏面の表参照)	日本脳炎2期	不活化	9歳の誕生日の前日から13歳の誕生日の前日まで	1回接種 ※9歳を過ぎたら予防票を郵送します。	※接種スケジュール等ご不明な点は、泉佐野市健康推進課へお問い合わせください。
個別接種	医療機関(裏面の表参照)	ジフテリア破傷風(DT)2期	不活化	11歳の誕生日の前日から13歳の誕生日の前日まで	1回接種 ※小学6年生になられた年度に予防票を郵送します。	ジフテリア・破傷風の免疫を上げるためのものです。
個別接種	医療機関(裏面の表参照)	ヒトパピローマウイルス感染症予防(HPV)(子宮頸がん予防)	不活化	小学校6年生から高校1年生相当の女子	3回接種 ●サーバリックス(2価ワクチン)又は●ガーダシル(4価ワクチン)、どちらか同じワクチンを接種してください。 ※異なる種類のワクチンを混合して接種できません。 H25.6.14付厚生労働省の勧告により積極的勧奨を差し控えています。(令和3年3月現在)	●サーバリックス：2回目は1回目の接種から1月(1月以上)の間隔、3回目は1回目の接種から6月(5月以上)かつ2回目から2年半以上の間隔 ●ガーダシル：2回目は1回目の接種から2月(1月以上)の間隔、3回目は1回目の接種から6月(2回目から3月以上)の間隔(1年以内に3回の接種を終了することが望ましい。)

・令和3年4月1日現在の情報です。新しいワクチンの導入や制度の変更により、上記内容は変更になることがあります。
・転入や紛失、日本脳炎予防接種の特例対象者・ヒトパピローマウイルスワクチン希望者等で予防票をお持ちでない場合は、必ず母子健康手帳を持って泉佐野市健康推進課まで取りに来てください。
※予防接種当日に、泉佐野市に住民登録のない場合の接種費用は全額自己負担となります。(注)転出した日は手続きの時間に関わらず、当市の住民登録はありませんので、ご注意ください。